

(別紙様式1)

平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：高知県
農業委員会名：北川村農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	248
自給的農家数	55
販売農家数	193
主業農家数	30
準主業農家数	25
副業的農家数	138

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	257
女性	120
40代以下	17

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	11
基本構想水準到達者	6
認定新規就農者	4
農業参入法人	2
集落営農経営	3
特定農業団体	0
集落営農組織	3

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	109	120	-	-	-	229
経営耕地面積	63	86	5	81	0	148
遊休農地面積	4	1.2	1.2	0	0	5.2
農地台帳面積	135	168	64	104	0	303

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	—	1
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	3	2	3

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	229ha	25.4ha	11.1%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等により営農できない農地が増加しており、今後ますますの遊休農地発生が懸念される。基幹産業である農業の振興を図るためにも、担い手の確保及び育成が急務であり、担い手への農地集積を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 29.4ha (うち新規集積面積 4.0ha)	
	目標設定の考え方:新規就農者4名×50a/名 + その他担い手への集積200a	
活動計画	土地改良区や農協等の関連団体と連携を図り、規模拡大農家及び規模縮小農家の情報把握に努め、円滑な権利移動を図ると共に担い手への園地流動化を促進する。また、移住等の他の施策とも連動し、一次産業の担い手となる新規就農者の確保を図る。	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	2経営体	2経営体	0経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.7ha	2.0ha	0ha
課 題	直近3ヵ年における新規参入は2人／年のペースで有り、栽培作物も柚子である。高齢農家による離農が進む中、基幹作物である柚子の担い手となる存在となり、地域の活性化にも寄与する貴重な存在であることから、農業委員や関連団体、農家の方々と協力して支えていくことが重要である。また、担い手がいない地域においては移住等の関連施策による新規就農者の確保や法人との連携により地域において持続的な営農が可能である環境作りが必要。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

参入目標数	4経営体	参入目標面積	2. Oha
活動計画	北川村産業課や土地改良区、農協等関係機関と連携し、農家に対する情報共有を図るとともに、隨時就農及び営農相談を受け付け、今後育成すべき農業者や農業に対して興味を抱く新規就農者となりうる方へ、就農関連情報(給付金等の優遇措置)提供ができる体制を作り、新規就農者の確保を目指す。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	229ha	6.0ha	2.62%
課 題	農家の高齢化や担い手不足、不在村地主の増加により今後も増加することが懸念される。特に、中山間地域の営農条件不利地においては更なる遊休農地の増加が進むと思われる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.3ha 目標設定の考え方:担い手が営農する地域における遊休農地については担い手への集積を図るとともに、農地中間管理機構とも連携を図り、極度の条件不利地及び再生不可能な遊休農地については非農地化を検討していく。		
	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
農地の利用状況調査	15人	8月～11月	1月～3月
	調査方法	管内全域を調査地区とし、各地区ごとに担当農業委員と道路からの目視による巡回調査を一斉に実施し、切り図及び地籍図と現地との符合を行なながら地図等に記録していく。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～12月	1月～3月	
その他	日常的に委員および事務局によるパトロールの実施		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	229ha	0ha
課 題	現在は、違反転用は発生していないが、農家の高齢化や後継者不足等の要因から違反転用が発生する可能性がある。農地の違反転用がされないよう、農地パトロール等での日々の点検を実施していくことが重要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成31年度の活動計画

活動計画	農地利用状況調査(パトロール)等を実施し、違反転用の有無を確認するとともに、各農業委員においても日常から違反転用がないか注意を払う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入